

令和8年度入札契約・総合評価落札方式等の運用資料 《建設コンサルタント業務等》(港湾空港関係)

- ・ 本資料内での評価方法・評価表は一般的な例であるため、各業務の入札説明書を確認下さい。
- ・ 本資料は、下記に掲載しております。
([四国地方整備局HP](#) > [港湾空港部](#) > [入札・契約情報](#) > [規則・基準・様式等](#))
- ・ **令和8年4月1日以降の公告案件から適用します。**

令和8年3月現在

四国地方整備局 港湾空港部

入札契約・総合評価方式の概要【目次】

※赤字は令和7年10月版からの更新箇所

1. 総合評価の基本ルール	
1. 建設コンサルタント業務等の選定・特定方法	P-4
2. 入札契約方式の選定	P-5
3. 発注方式の選定	P-6
4. 建設コンサルタント業務等の発注方式選定表	P-7
5. 技術者の評価内容及び評価(特定)テーマの配点	P-9
6. 落札者の決定方法	P-10
2. 総合評価における取り組み(働き方改革)	
7. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価	P-12
8. 実施方針の提出を省略する試行の実施	P-13
9. 技術者表彰の評価	P-15
10. 災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行)	P-16
3. 総合評価における取り組み(担い手の育成・確保)	
11. 技術者資格の評価項目	P-18
12. チャレンジ型(試行)	P-20
13. 賃上げを実施する企業に対する評価	P-21
14. 若手技術者登用促進型業務の実施	P-22
15. 管理技術者の配置変更(試行)	P-23
16. 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P-24
17. 産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方	P-25
4. 総合評価における取り組み(生産性向上)	
18. インフラDX大賞の評価	P-27
19. 参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行	P-28
5. 留意事項	
20. 評価(特定)テーマに関する技術提案の様式見直し	P-30
21. 入札時業務費内訳書の提出(試行)	P-31
22. 企業及び配置予定管理技術者の業務成績評価の細分化	P-32
23. 低入札価格調査基準	P-33
24. 第三者照査の試行	P-34
25. 履行確実性の評価	P-36
26. 発注見通し等の公表	P-39

1. 総合評価の基本ルール

1) 競争参加者の設定方法

一般競争入札	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者で競争を行わせる方式
公募型・簡易公募型	資格要件を有する者のうち、競争の参加申し込みを行った者の中から、選定評価基準に基づき選定した者で競争を行わせる方式 (プロポーザル方式は選定基準を満たす者全て、総合評価落札方式は10者以内を選定)
指名競争入札	発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
随意契約	競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定してその者と契約を行う方式

※ 指名競争入札、随意契約は、原則として実施しない

2) 落札者の選定方法

プロポーザル方式	業務内容に応じて具体的な取組み方法の提示を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する。
総合評価落札方式 (標準型・簡易型)	業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。
価格競争方式	予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

入札方式	
政府調達 (WTO) 対象業務	左記以外
<p>公募型 ※</p>	
<p>簡易公募型 ※</p>	
<p>簡易公募型に準ずる方式</p>	

※政府調達に関する協定 適用額
(令和8年度・令和9年度)
9,000万円以上

基準額以上

5,000万円以上

※政府調達に関する協定第1条付属書I付表4に、除くものとして規定される業務は対象外。

(土木建設工事のためのエンジニアリングデザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外)

注) 総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。

注) 基準額については、国物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3号第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためにサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達の区分に対応する額

発注方式の選定フロー

発注方式

当該業務（建設コンサルタンタ等、測量・調査）

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの、又は専門的技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

① プロポーザル方式
◆実施方針＋特定テーマ

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずる事が期待できる業務

① 当該業務の実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求める事によって、品質向上を期待できる業務

② 総合評価落札方式（標準型）
価格点：技術点の割合 1：2～1：3
◆実施方針＋評価テーマを評価する
評価テーマ2つ以上の場合は1：3
評価テーマ1つの場合は1：2
（業務の難易度に応じて1：3も可）

② 当該業務の実施方針を評価する事によって、品質向上を期待できる業務

③ 総合評価落札方式（簡易型）
価格点：技術点の割合 1：1
◆実施方針を評価（評価テーマは求めない）する

3. 入札参加要件として、一定の資格・実績・成績等を付す事によって、品質を確保できる業務

④ 価格競争方式
◆（選定段階で）資格、実績、成績を確認する

建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(1/2)

1) 測量・調査

価格競争方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)	プロポーザル方式
			環境影響評価
		空洞化調査	
	点検診断業務		
	磁気深査		
	潜水探査		
	土質調査、底質調査		
	水路・深淺測量		
	汀線、地形測量		
	埋没実態調査		
	海底状況調査		
	気象・海象調査		
	濁り調査		
	水質調査		
	流況調査		
	地下水位測定		
	騒音・振動調査		
	避泊実態調査		
	底生生物調査		
	工事環境監視		
	障害物件・立木調査		
	着陸帯植樹現況調査		
	施工環境調査		
技術力(知識・構想力・応用力)			

建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(2/2)

2)建設コンサルタント等

価格競争方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)	プロポーザル方式
		事業(整備)効果検討	
			港湾・海岸・空港計画(策定)調査
			構造検討調査・解析
			港湾整備構想検討
			物流・貨物流動分析 物流効率化・情報化方策検討業務
			埋没対策検討
			景観・色彩検討
			津波数値解析、津波・高潮対策検討
			空港能力検討
			沈下予測解析
			新技術開発調査
			船舶航行安全対策検討業務
		付替道路計画検討	環境影響評価
		用地造成設計	
		維持管理計画書作成業務	
		施工検討業務・技術検討業務	
		基本設計	
実施設計		予備設計	
避泊需要検討		施設利用方策検討調査	
港湾基礎データ調査		耐震性能検証	
海岸漂流物調査		物流・貨物流動調査	
着陸帯植樹計画検討		航行安全管理業務	
ターミナル地区交通流動調査		発注者支援業務	
運航実態調査			
利用状況調査			
細部設計			
		既設舗装等評価検討(基本設計含む)	

技術力(知識・構想力・応用力)

技術者の評価内容及び評価(特定)テーマの配点

※赤字はR8.4～更新

【令和8年度】プロポーザル方式・総合評価落札方式における評価項目配点一覧表

評価項目			評価の着目点	項目別配分							
				公募型・簡易公募型 プロポーザル方式 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:3】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:2】 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) 実施方針あり	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) 実施方針省略	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:3】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (標準型)【1:2】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価落札方式 (簡易型) (チャレンジ型)
経 験 予 定 管 理 技 術 者 の 配 置 及 び 能 力	要 格 条 件	技 術 者 等	技術者資格等、 その専門分野の内容	10	10	10	10	10	10	10	10
	技 術 力	実 績	〇〇年度以降の同種又は類似業務実績の内容 (過去10年度間)	10	10	10	10	20 ※同種・類似業務の成績も考慮	10	10	10
	情 報 集 約	精 通 度	〇〇年度以降の当該事務所周辺での業務実績 (過去10年度間)	-	-	-	-	-	-	-	-
	専 門 技 術 力	業 務 成 績	過去4年度間の地方整備局、沖縄総合事務局及び国土 技術政策総合研究所発注(ともに港湾空港関係)の業 務実績	20	20	20	20	20	-	-	-
		優 良 表 彰	・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技 術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中四国支 部、土木学会四国支部における表彰の有無(過去4年度間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実 績に対する表彰又は感謝状の有無(過去1年度間)	10	10	10	10	10	-	-	-
賃上げの実施を表明した企業等				-	7	5	4	2	6	5	3
賃上げが未達成の場合の減点措置				-	-8	-6	-5	-3	-7	-6	-4
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価 ※配点は合計点の0.5%(小数2位を四捨五入)(外数)				1.1	1.2	0.9	0.6	0.3	1.0	0.7	0.4
実施方針		業務理解度	目的、条件、内容の理解	-	20	-	20	-	20	20	20
実施フロー	実施手順		実施手順の妥当性	-	15	-	15	-	15	15	15
工程表			業務量把握の妥当性	-	15	-	15	-	15	15	15
その他	その他		重要事項の指摘	-							
技 術 提 案 (※1) に 対 する 評 価 (特 定) テ マ に 対 する 評 価 (特 定) テ マ	全 体		評価(特定)テーマ間の整合性 (※2)	-	-	-	-	-	-	-	-
	評 価 (特 定) テ マ 1	的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い 場合に優位に評価	30	10	20			10	10	
			問題点(課題)、着眼点、解決方法等が適切かつ論理的 に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性 が高い場合に優位に評価	55	20	35			20	20	
	評 価 (特 定) テ マ 2	実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価	55	20	35			20	20	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場 合に優位に評価	30	10	20			10	10	
	評 価 (特 定) テ マ 2	的 確 性	同上	-	10				10		
			同上	-	20			20			
	評 価 (特 定) テ マ 2	実 現 性	同上	-	20			20			
同上			-	10			10				
合計				221.1	228.2	165.9	104.6	62.3	197.0	135.7	73.4
技術評価点(合計に対する相対評価換算)					60	60	60	60	60	60	60
履行確実性					○	○	○	○	○	○	○

※1: 基本、評価(特定)テーマは標準型(1:3)の場合は2項目、標準型(1:2)の場合は1項目を求めるものとする。
 ※2: 「評価(特定)テーマ間の整合性」の評価は、評価(特定)テーマが2つ以上ある場合に限り、必要に応じて追加することができる。
 ※3: 「情報収集力」の評価は、当該業務内容を勘案し、追加設定を可能とする。なお、配点については評価ウェイトを逸脱しない範囲で配点すること。

落札者の決定方法

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- ・評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。
- ・評価値の算出方法は下記のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
(価格評価点20~60点:技術評価点60点)

価格評価点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = $60 \times \text{技術評価の得点合計点} / \text{技術評価の配点合計点}$

※評価点は小数点第4位(第5位切り捨て)とする。

技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

2. 総合評価における取り組み (働き方改革)

国土交通省においては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組を実施している。

港湾空港関係業務では、令和7年10月1日以降に公告を開始する案件から、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を実施する。

選定(指名)段階

評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	次に示すいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 	0.2～0.5

特定(入札)段階

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等の評価	次に示すいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 	0.3～1.2

※赤字はR8.4～更新

働き方改革の一環として、提出資料作成の更なる負担軽減を図るため、令和6年度より新たに「実施方針の提出を省略する試行」を実施する。(※発注者支援業務は本試行を適用しない。)

【試行内容】

プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、評価項目のうち、実施方針にかかる部分の提出を省略する試行を実施する。

【対象業務】

- プロポーザル方式 : 原則、全ての業務に適用
- 総合評価落札方式(標準型) : 原則、全ての業務に適用
- 総合評価落札方式(簡易型) : 本試行を選択可能

※チャレンジ型を適用する場合は、本試行は重複して適用しない。

【技術提案時点】

評価内容	評価着目点		プロポーザル方式		総合評価落札方式(標準型)1:2		総合評価落札方式(簡易型)1:1	
			通常	実施方針を省略する試行	通常	実施方針を省略する試行	通常	実施方針を省略する試行
配置予定管理 技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	10	10	10	10
		同種・類似実績の有無	10	10	10	10	10	20
		同種・類似実績の成績	—	—	—	—	—	
	成績・表彰	成績	20	20	20	20	20	20
		表彰	10	10	10	10	10	10
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	評価しない	20	評価しない	20	評価しない
	実施手順	実施フロー	10	評価しない	15	評価しない	15	評価しない
		工程計画	10	評価しない	15	評価しない	15	評価しない
	その他		10	評価しない	—	評価しない	—	評価しない
評価テーマ	的確性	整合性	20	30	10	20	—	—
		有効性	40	55	20	35	—	—
	実現性	説得力	40	55	20	35	—	—
		根拠明示	20	30	10	20	—	—
賃上げの実施を表明した企業等			—	—	5	5	4	2
賃上げが未達成の場合の減点措置			—	—	-6	-6	-5	-3
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等			1.1	1.1	0.9	0.9	0.6	0.3
合計			221.1	221.1	165.9	165.9	104.6	62.3

実施方針の提出を省略する試行の実施(2/2)

実施方針の提出を省略する試行において、総合評価落札方式(簡易型)の場合のみ、配置予定管理技術者の同種・類似実績の評価を見直し、評価点配点を10点から20点に増やしたうえで、同種・類似実績の有無に加えて、役職及び請負業務成績評価点(技術者評価点)により以下のとおり評価を行う。

	同種業務		同種業務		類似業務		類似業務	
	管理技術者		担当技術者		管理技術者		担当技術者	
	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点	技術者評定点	評価点
①	80点以上	20						
②	79点以上80点未満	19						
③	78点以上79点未満	18						
④	77点以上78点未満	17						
⑤	76点以上77点未満	16						
⑥	75点以上76点未満	15						
⑦	74点以上75点未満	14						
⑧	73点以上74点未満	13						
⑨	72点以上73点未満	12			80点以上	12		
⑩	71点以上72点未満	11			79点以上80点未満	11		
⑪	70点以上71点未満	10	80点以上	10	78点以上79点未満	10		
⑫	69点以上70点未満	9	79点以上80点未満	9	77点以上78点未満	9		
⑬	68点以上69点未満	8	78点以上79点未満	8	76点以上77点未満	8		
⑭	67点以上68点未満	7	77点以上78点未満	7	75点以上76点未満	7		
⑮	66点以上67点未満	6	76点以上77点未満	6	74点以上75点未満	6	80点以上	6
⑯	65点以上66点未満	5	75点以上76点未満	5	73点以上74点未満	5	79点以上80点未満	5
⑰			74点以上75点未満	4	72点以上73点未満	4	78点以上79点未満	4
⑱			73点以上74点未満	3	71点以上72点未満	3	77点以上78点未満	3
⑲			72点以上73点未満	2	70点以上71点未満	2	76点以上77点未満	2
⑳			71点以上72点未満	1	69点以上70点未満	1	75点以上76点未満	1
㉑	65点未満又は実績なし	0	71点未満又は実績なし	0	69点未満又は実績なし	0	75点未満又は実績なし	0

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価について、表彰対象となる業務の範囲を明確化した記載とする。

評価の着目点	判断基準	評価のウェイト
優良表彰 ・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無(過去1年度間)	・〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法又は海岸法に規定する施設に関する業務、開発保全航路に関する業務又は海域に関する業務のうち、地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局発注の「建設コンサルタント等」業務における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業務が地質に関する業務の場合のみ)、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ・〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所长)表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する部長等(部長、事務所長)からの表彰又は感謝状を受けた者。 ④上記以外	①10 ②6 ③4 ④0

※下線部は、港湾・海岸及び開発保全航路等に関連する業務を対象に記載する

■海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価

・配置予定技術者にかかる評価で、選定時及び総合評価時(又は特定時)両方の評価とする。

- 1) 海外インフラプロジェクト対象案件であれば、同種・類似業務の実績として評価する。
- 2) 海外インフラプロジェクト優秀技術者賞を受賞していれば、表彰評価の対象とする。詳細は以下のとおり。

(10点満点の場合)

海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ; 10点(1位評価)

(局長表彰と同等評価)

海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ; 6点(2位評価)

(部長等表彰と同等評価)

災害協定を締結した団体に所属する企業への加点(試行)

頻発する災害に備え、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資する支援体制の強化を図ることを目的として、令和6年度より新たに四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して加点を行う。

【試行内容】

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している企業に対して加点を行う。

【対象業務】

原則、全ての公募型・簡易公募型競争入札方式に適用(ただし、チャレンジ型は除く)

【評価基準】

評価対象 : 選定時・指名時

評価項目 : 企業評価 - 地域貢献度

評価の着目点 : 四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」を締結した団体に所属している者(申請書提出日時点で評価)

判断基準 : ① 上記団体に所属している(1点)
② 上記団体に所属していない(0点)

【参考】R6.4.1時点

四国地方整備局(港湾空港関係)と「災害発生時における緊急的な応急対策等業務に関する包括的協定書(R4.12.13)」を締結している団体は以下のとおり

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部 | ・一般社団法人日本潜水協会 |
| ・四国港湾空港建設協会連合会 | ・一般社団法人海洋調査協会 |
| ・一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部 | ・一般社団法人港湾空港技術コンサルタンツ協会 |
| ・全国浚渫業協会関西支部 | |

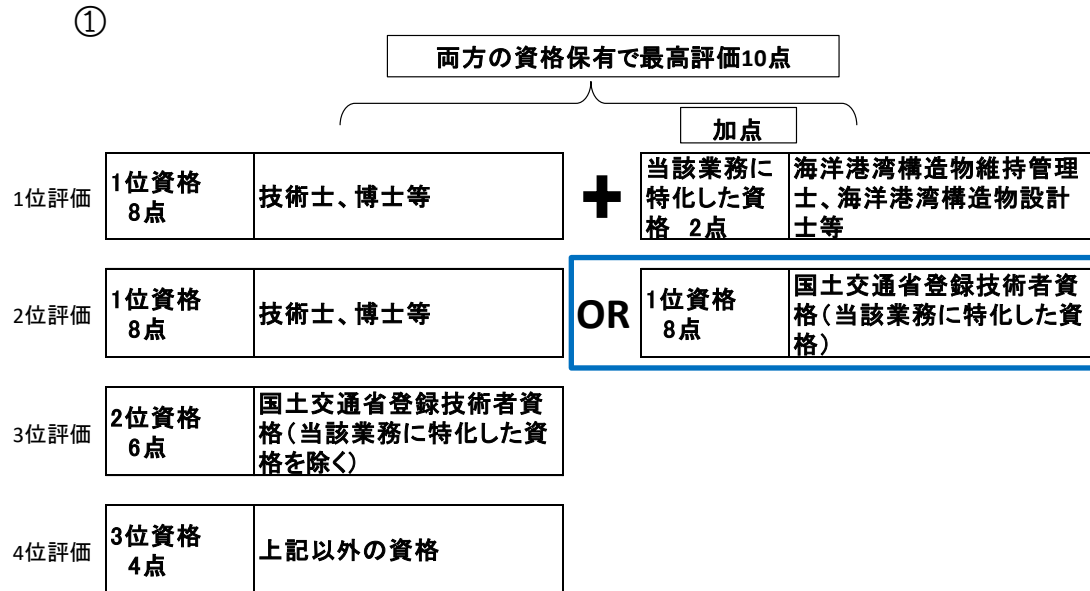
3. 総合評価における取り組み (担い手の育成・確保)

※国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合

- 最高点評価は、「1位資格(技術士等)」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「1位資格(技術士等)」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

技術者資格の評価方法

国土交通省登録技術者資格を適用する業務(①)



国土交通省登録技術者資格を適用する業務(②)

②

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 7点	国土交通省登録技術者資格
3位評価	3位資格 4点	土木学会、APECエンジニア等

国土交通省登録技術者資格を適用しない業務(③)

③

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 5点	土木学会、APECエンジニア、基本情報技術士等

- ①: 国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合の配点(1位・2位・3位・4位評価)
- ②: 国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位・3位評価)
- ③: 国土交通省登録技術者資格を適用しない業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位評価)

チャレンジ型(試行)

担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式(簡易型及び標準型)による建設コンサルタント等業務及び測量・調査業務の一部(各事務所数件程度)において、企業・技術者の成績・表彰を評価の対象としないチャレンジ型の試行を実施する。

【参加表明時点】			総合評価落札方式(標準型)		総合評価落札方式(簡易型)	
評価内容	評価着目点		通常	チャレンジ型	通常	チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門	5	5	5	5
		同種・類似実績	9.5	9.8	9.5	9.8
		災害協定	1	評価しない	1	評価しない
		WLB等推進	0.5	0.2	0.5	0.2
	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
		表彰	5	評価しない	5	評価しない
配置予定管理 技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5	5	5
		同種・類似実績	10	10	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない	30	評価しない
		表彰	5	評価しない	5	評価しない
計			101	30	101	30

【技術提案時点】			総合評価落札方式(標準型)		総合評価落札方式(簡易型)	
評価内容	評価着目点		通常	チャレンジ型	通常	チャレンジ型
配置予定管理 技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	10	10
		同種・類似実績	10	10	10	10
	成績・表彰	成績	20	評価しない	20	評価しない
		表彰	10	評価しない	10	評価しない
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20	20	20
	実施手順	実施フロー	15	15	15	15
		工程計画	15	15	15	15
評価テーマ	的確性	整合性	10	10	-	-
		有効性	20	20	-	-
	実現性	説得力	20	20	-	-
		根拠明示	10	10	-	-
賃上げの実施を表明した企業等			5	4	4	3
賃上げが未達成の場合の減点措置			-6	-5	-5	-4
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業等			0.9	0.7	0.6	0.4
計			165.9	134.7	104.6	73.4

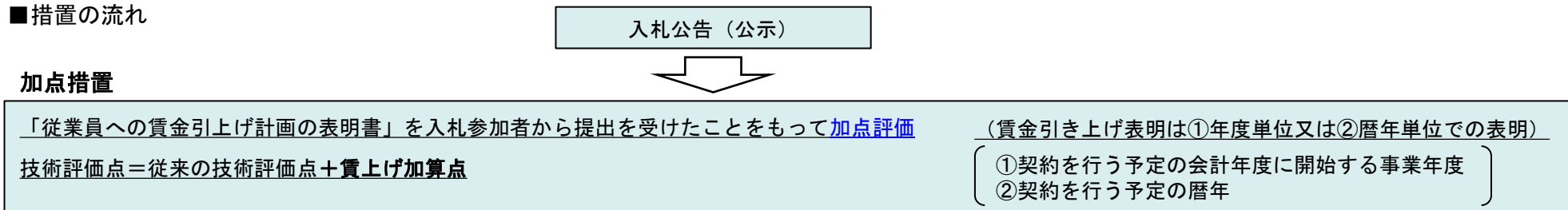
賃上げを実施する企業に対する評価

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。

- 適用対象：令和8年4月1日以降に公告(公示)を行う、総合評価落札方式によるすべての業務。
- 加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業：3%、中小企業等：1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は3%以上。
- 実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国土交通省の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

措置の流れ

加点措置



「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって**加点評価** (賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明)

技術評価点 = 従来の技術評価点 + 賃上げ加算点

① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
② 契約を行う予定の暦年

※詳細な配点はP. 9を参照

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に**決算書等**を契約担当官等へ提出

賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国土交通省の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

業務における若手技術者の活躍に向け、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、業務経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

総合評価落札方式等の評価対象（成績評定等）について、技術指導者を配置した場合には、当該指導者の実績を評価することにより若手技術者の管理技術者への配置を促す。

■総合評価落札方式等の評価方法

○配置技術者：若手管理技術者＋技術指導者（非専任）

- ・同種実績、業務成績等は、技術指導者（非専任）の実績で評価

■技術者の要件

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・配置予定技術者に求める資格を有すること。
- ・定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。（1回／週程度）
- ・発注者で行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

②若手管理技術者

- ・若手技術者は、業務の公告日（公示日）が含まれる年度の当初（4月1日）において、満45歳未満の者であること。
- ・過去の業務実績は要件としない。

管理技術者の配置変更(試行)

港湾空港関係の建設コンサルタント業務等(測量・調査及び建設コンサルタント等業務)における技術者不足や担い手確保、育成に向けた取組の一環として、管理技術者の配置変更に関し、出産、育児、介護に伴う変更に関しその要件を一部緩和する。

■管理技術者の配置変更の要件緩和

期間	競争参加資格確認申請書の提出後	
変更動機	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、死亡、傷病、退職等の理由により変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、出産、育児、介護の理由により変更を行う場合 ※上記に伴う休暇中は新たな業務等への配置は不可。また、当該技術者が現に複数の業務を管理している場合は、必ずしもその配置を全て解く必要はない。
変更要件	<p>管理技術者に求める参加要件を満たしていること。(同種業務要件等)</p>	
	<p>変更前の管理技術者と同等の技術者※が確保されること。</p>	<p>変更前の管理技術者の「技術者の経験及び能力」の評価合計点の50%以上が確保されること。</p>

※プロポーザル方式及び総合評価落札方式における「技術者の経験及び能力」の評価点

[経緯]

将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

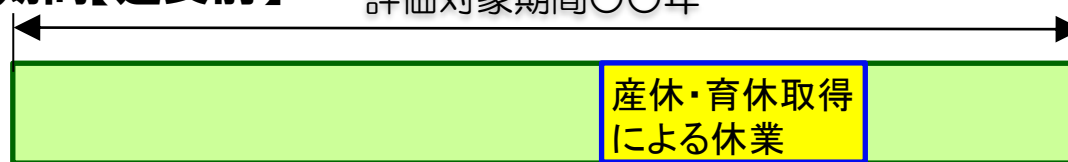
配置予定技術者(男女問わず)を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、次頁の「産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

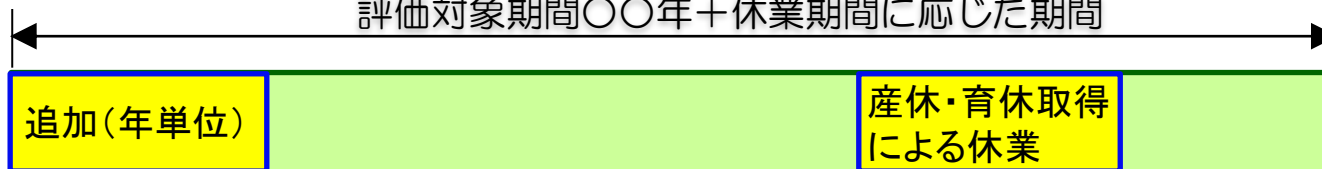
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方

ケース及び対応方法	実績対象期間の初日		実績対象期間の最終日	
	延長期間	実績及び表彰を求める期間		
<p>(注)表中の休業とは、育児休業及び産前産後休業を示す。</p> <p>単年度内に連続6週間以上の休業を取得した場合。 ①単年度内の休業期間が連続6週間以上の場合、実績期間を延長。(単年度内の休業期間が連続6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。</p>	1年	(単年度内の休業期間が連続6週間以上) → 1年延長	(連続6週間以上)	(単年度内の休業期間が連続6週間以上) → 1年延長
<p>単年度内に6週間未満の休業を複数回取得した場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上であれば、実績期間を1年延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない) ②「①」を満たす年度が複数ある場合、満たす年度の数で実績期間を延長。</p>	1年	(単年度内合計休業期間=6週間以上)	(連続6週間以上)	(単年度内合計休業期間=6週間以上)
<p>連続した休業が1年を超える場合。 ①単年度内休業期間が連続6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内休業が6週間未満は延長しない)</p>	2年	(単年度内の休業期間が6週間以上) → 1年延長	(連続1年) → 1年延長	(連続6週間未満) → 延長しない (連続6週間以上) → 1年延長
<p>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在しない場合。 ①年度をまたぐ休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、またぎ方に関わらず年度をまたぐ回数で実績期間を延長。(年度をまたぐ休業期間が連続6週間未満は延長しない)</p>	1年	(連続6週間以上1年以下) → 1年延長	(連続6週間未満) → 延長しない	(連続1年超) (6週間以上) → 1年延長
<p>年度をまたぐ連続1年以下の休業で、またぐ年度に年度をまたがない別の休業が混在する場合。 ①単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で、実績期間を延長。(単年度内の合計休業期間が6週間未満は延長しない)</p>	2年	(単年度内の合計休業期間が6週間以上) → 1年延長	(1)+(2)=(6週間以上) → 1年延長	(6週間以上) → 1年延長
<p>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年以下の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間で、実績対象期間内の休業期間が連続6週間以上1年以下であれば、実績期間を1年延長。(実績対象期間内の休業期間が連続6週間未満は延長しない)</p>	1年	(実績対象期間内連続6週間以上1年以下) → 1年延長	(実績対象期間内連続6週間以上1年以下)	(実績対象期間内連続6週間未満) → 延長しない
<p>実績対象期間の初日又は最終日をまたぐ休業で、実績対象期間内の休業期間が連続1年超の場合。 ①初日又は最終日をまたぐ休業期間が、実績対象期間内で連続1年超であれば、実績対象期間内の単年度内の合計休業期間が6週間以上となる年度の数で実績期間を延長。</p>	2年	(実績対象期間内連続1年超) (連続6週間以上) → 1年延長	(実績対象期間内連続1年超)	(連続6週間未満) → 延長しない

工事・業務(共通)

対象となる休業

- ・産前産後休業
労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業
- ・育児休業
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業

延長対象項目

- ・技術者の施工経験を求める期間(工事)
- ・技術者の業務実績を求める期間(業務)
- ・技術者の表彰対象期間(工事・業務)

休業取得状況に応じた延長期間

・左に示すケース及び対応方法と延長イメージを参考に取得状況に応じた延長期間を確認してください。

実績期間を延長する場合

- ・産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出してください。

4. 総合評価における取り組み (生産性向上)

- 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取り組みを表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、展開することにより、i-Constructionに係る取り組みを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和4年度から「インフラDX大賞」と名称を変え、インフラ分野においてデータとデジタル技術を活用し、建設生産プロセスの高度化・効率化、国民サービスの向上等につながる優れた取り組みを表彰している。
- インフラ分野のDXに優れた実績を挙げた取り組みを実施し、「インフラDX大賞」を受賞した企業を評価する。

■企業表彰の評価

評価の着目点		判断基準	評価のウェイト
優良表彰	四国地方整備局の業務表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無（過去2年度間）	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、四国地方整備局発注の業務（建設コンサルタント等、測量・調査）における優良業務表彰、優秀貢献業務表彰を受けた経験がある者、又はインフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、四国地方整備局長賞）、地盤工学会四国支部（本業務が地質に関する業務の場合のみ）、又は土木学会四国支部における業務表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①四国地方整備局長表彰又はインフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた者。 ②四国地方整備局部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長）表彰又はインフラDX大賞（四国地方整備局長賞）を受けた者。 ③地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀表彰者賞を受けた者。 ④上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ①5 ②3 ③2 ④0

※インフラDX大賞の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注業務で表彰されたものとする。



参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行

入札手続きの適正化や評価・審査ミスを防ぐために、参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行を実施する。なお、本資料は評価・審査を行う際に参考とするものであり、評価の対象とはしない。また、本資料の提出は任意として、提出がなかった場合でもペナルティはない。

申請者が算出した評価一覧表

業務名: _____

会社名: _____

評価項目		根拠 ※該当箇所にチェック <input checked="" type="checkbox"/> (任意)	選定時 or指名時	入札時 or特定時
			自己採点	自己採点
参加表明者の 経験及び能力の	・資格実績要件 該当部門の建設コンサルタント登録 or 地質調査業者登録	<input type="checkbox"/> 登録あり <input type="checkbox"/> 登録なし		
	業務実績	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務		
	貢献地域 災害協定を締結した団体への所属	<input type="checkbox"/> 所属あり <input type="checkbox"/> 所属なし		
	成績・表彰 業務成績	<input type="checkbox"/> 平均請負業務成績評定点 ○○点 <input type="checkbox"/> 成績評定点なし		
	業務表彰	<input type="checkbox"/> 1位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 2位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 3位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 表彰なし		
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価		<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし		
配置 経験及び管理 能力技術者の	技術者資格等	<input type="checkbox"/> 1位評価に該当する資格 <input type="checkbox"/> 2位評価に該当する資格 <input type="checkbox"/> 3位評価に該当する資格 <input type="checkbox"/> 4位評価に該当する資格		
	参加表明書に提出した1件の同種or類似業務の技術者評定 点と従事役職の評価	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> 技術者評定点 ○○点 <input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 65点未満又は実績がない		
	業務実績	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務		
	業務成績	<input type="checkbox"/> 平均請負業務成績評定点 ○○点 <input type="checkbox"/> 成績評定点なし		
	業務表彰等	<input type="checkbox"/> 1位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 2位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 3位評価に該当する表彰 <input type="checkbox"/> 表彰なし		
賃上げの実施を表明した企業等		<input type="checkbox"/> 賃上げあり <input type="checkbox"/> 賃上げなし		
賃上げに係る減点措置を通知された企業等への減点		<input type="checkbox"/> 減点あり <input type="checkbox"/> 減点なし		
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価		<input type="checkbox"/> 認定あり <input type="checkbox"/> 認定なし		
合 計				

5. 留意事項

評価(特定)テーマに関する技術提案の様式において、TECRISに登録されていない業務を類似実績として申請する際の留意事項を明記するとともに、様式の見直しを行う。

[現行]

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ1 : ○○○○○○○○ について
地形、環境、地域特性などの与条件 : ○○○
問題点(課題)① : ○○○ 着眼点 : ○○○ 解決方法 : ○○○ 提案内容を裏付ける類似実績など : 業務名 : ○○○業務 TECRIS番号 : ○○○○○○○○○○ 業務内容 : ○○○の○○○について○○○を行った。
問題点(課題)② : ○○○ 着眼点 : ○○○ 解決方法 : ○○○ 提案内容を裏付ける類似実績など : 業務名 : ○○○業務 TECRIS番号 : ○○○○○○○○○○ 業務内容 : ○○○の○○○について○○○を行った。
問題点(課題)③ : ○○○ 着眼点 : ○○○ 解決方法 : ○○○ 提案内容を裏付ける類似実績など : 業務名 : ○○○業務 TECRIS番号 : ○○○○○○○○○○ 業務内容 : ○○○の○○○について○○○を行った。



[見直し]

評価テーマに対する技術提案

※赤字はR8.4~更新

評価テーマ1 : ○○○○○○○○ について	
的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件 : ○○○
提 案 内 容 ①	問題点(課題) : ○○○ 着眼点 : ○○○ 解決方法 : ○○○
	提案内容を裏付ける類似実績 : 業務名 : ○○○業務 TECRIS番号 : ○○○○○○○○○○ 業務内容 : ○○○の○○○について○○○を行った。
提 案 内 容 ②	問題点(課題) : ○○○ 着眼点 : ○○○ 解決方法 : ○○○
	提案内容を裏付ける類似実績 : 業務名 : ○○○業務 TECRIS番号 : ○○○○○○○○○○ 業務内容 : ○○○の○○○について○○○を行った。
<ul style="list-style-type: none"> • • • • 	

- ※ A 4判1枚以内に記載すること。
- ※ 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- ※ 業者名を特定出来るような文字や写真等は、技術提案に記載しないこと。
- ※ 類似実績がある場合は、「業務名、TECRIS登録番号、業務内容」を記載すること。
 なお、当該業務がTECRISに登録されていない場合は、契約書、特記仕様書、業務計画書等を添付すること。

- ※ A 4判1枚以内に記載すること。
- ※ 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- ※ 業者名を特定出来るような文字や写真等は、技術提案に記載しないこと。
- ※ 問題点(課題)、着眼点、解決方法は、3項目記載すること。
- ※ 類似実績がある場合は、「業務名、TECRIS登録番号、業務内容」を記載すること。

令和7年4月1日以降に公示・公告を行う案件より、業務の第1回入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める試行を実施する。業務費内訳書提出は任意とする。なお、プロポーザル方式については対象外とする。

入札説明書記載案

○. 業務費内訳書の提出(試行)

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札を行う場合には、電子メールにより送付すること。ただし、郵送による場合又は紙による入札を行う場合には、業務費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 業務費内訳書の様式は自由とする。(特記仕様書の業務内容欄及び別途開示する見積参考資料の構成に対応した項目、単位、数量、単価及び金額を明らかにすること。)
- (3) 業務費内訳書は参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、業務費内訳書の提出は任意とする。

企業及び配置予定管理技術者の業務成績評価について、現行の評価よりも細分化するように見直し、請負業務成績評定点1点ごとに評価点を設定することで、より細やかな評価を行う。

請負業務成績評定点 (業務評定点/技術者評定点)	評価点		
	参加表明者	配置予定管理技術者	
	選定・指名時	選定・指名時	特定・評価時
①80点以上(配置予定管理技術者の場合は、直近の2年度間連続して平均80点以上の場合も評価)	30	30	20
②79点以上80点未満	28	28	19
③78点以上79点未満	26	26	18
④77点以上78点未満	24	24	17
⑤76点以上77点未満	22	22	16
⑥75点以上76点未満	20	20	15
⑦74点以上75点未満	19	19	14
⑧73点以上74点未満	18	18	13
⑨72点以上73点未満	17	17	12
⑩71点以上72点未満	16	16	11
⑪70点以上71点未満	15	15	10
⑫69点以上70点未満	14	14	9
⑬68点以上69点未満	13	13	8
⑭67点以上68点未満	12	12	7
⑮66点以上67点未満	11	11	6
⑯65点以上66点未満	10	10	5
⑰60点以上65点未満又は実績がない場合	0	0	0
なお、平均が60点未満の場合は選定しない。	選定しない	選定しない	—

○R6年4月1日以降に入札公告を行う土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ。
○R6年4月1日以降に入札公告を行う以下の業務を対象に、低入札価格調査基準の一般管理費等(もしくは、諸経費)の算入率を0.50へ引き上げ。

土木関係建設 コンサルタント 業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～		R6.4.1～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	
計算式	直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
	直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00
	その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90		0.90
	一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	0.45	0.48		<u>0.50</u>	

※1,2は、～H23.3まで

測量業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～	H31.4.1～	R6.4.1～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～82%
計算式	直接測量費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	測量調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	諸経費 × 算入率	0.30	<u>0.40</u>	0.40	0.45	0.48	0.48	<u>0.50</u>	

補償関係 コンサルタント 業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～			R6.4.1～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%		
計算式	直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00			1.00
	直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00			1.00
	その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90	0.90			0.90
	一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	0.45			<u>0.50</u>	

※1,2は、～H23.3まで

地質調査業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～		H31.4.1～	R6.4.1～
		予定価格の	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%		2/3～85%
計算式	直接調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		1.00	1.00
	間接調査費 × 算入率	1.00	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90		0.90	0.90
	解析等調査業務費 × 算入率	0.70	<u>0.75</u>	0.75	0.80	0.80		0.80	0.80
	諸経費 × 算入率	0.30	<u>0.40</u>	0.40	0.45			0.48	<u>0.50</u>

- ・アンダーラインは改定箇所
- ・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

(1) 第三者照査の試行の導入

低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づける。

(2) 試行対象業務

- ① 予定価格が1,000万円を超える業務：調査基準価格を下回る価格で契約した業務
→ 低入札価格調査期限末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得(第8条第1項第十一号)」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。
- ② 予定価格200万円超～1,000万円以下の業務：調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務
→ 照査計画に基づく照査実施計画書までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。
※ ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の定めのない業務は除く。

(3) 第三者照査技術者資格と実績

第三者照査に求められる資格及び実績：予定照査技術者又は予定管理技術者に準ずるものとする。

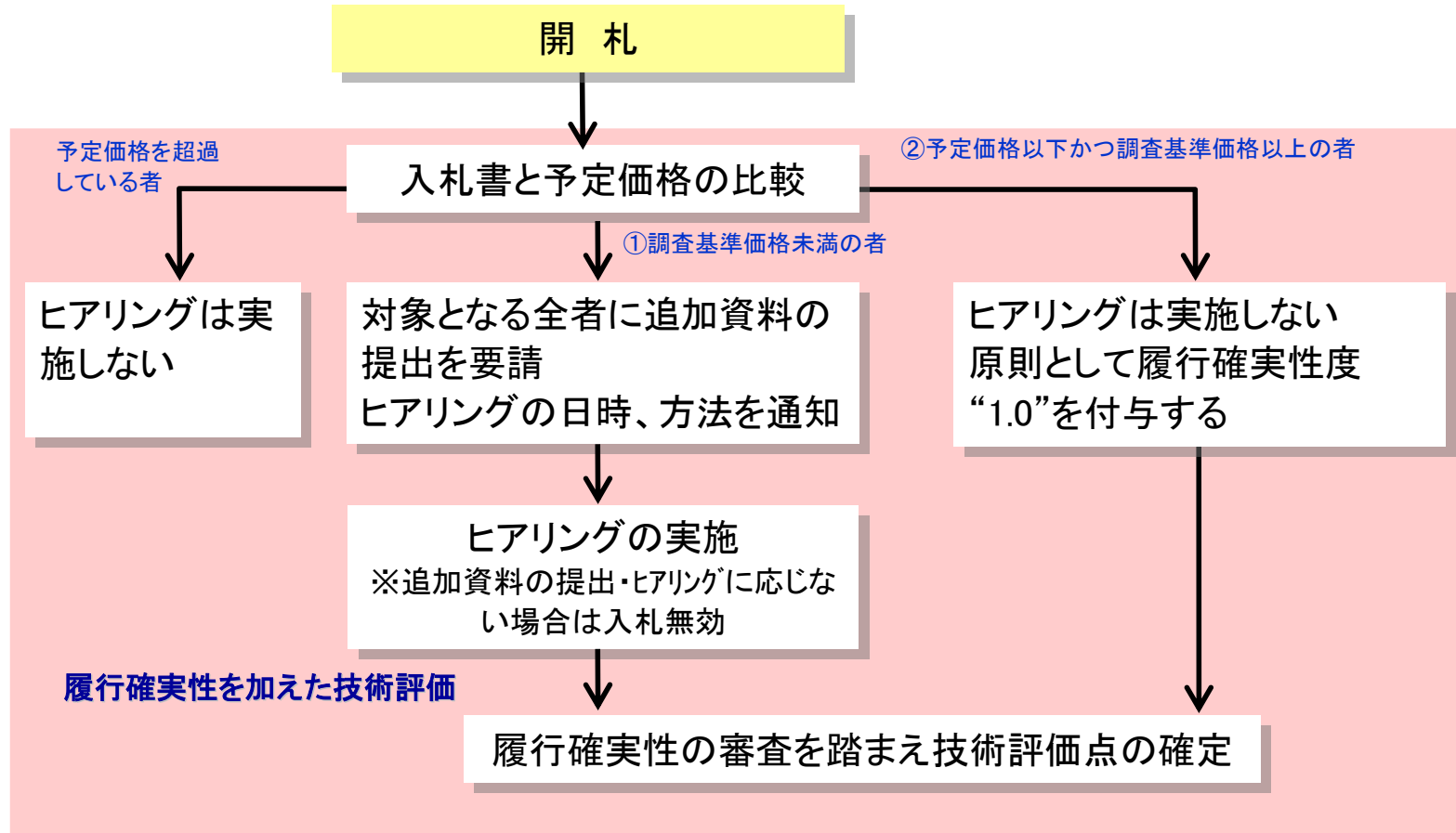
(4) 実施についての留意点

- ① 第三者照査の企業に要求される資格として
 - ア. 予算決算及び会計令第70条、71条に該当しないこと。
 - イ. 建設コンサルタント業務等にかかる競争参加資格の決定を受けていること。
 - ウ. 指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ. 受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること。
 - オ. 過去5年間に受注者と請負関係が無いこと。(元請・下請及び照査の受注を含む)
 - カ. 当該年度において、四国地方整備局における建設コンサルタント業務等で低入札受注が無いこと。
 - キ. 守秘義務を遵守可能な者。
- ② 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。
- ③ 成果物に瑕疵がある場合、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。
- ④ 打合せへの立会い
第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了時の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告するものとする。
- ⑤ 第三者照査技術者のTECRIS登録
調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は出来ない。
- ⑥ 罰則
業務完了通知書提出までに、第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点する。

(1) 履行確実性評価の導入

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- ・ 対象業務: 総合評価落札方式にて実施する業務のうち、予定価格が200万円を超える業務

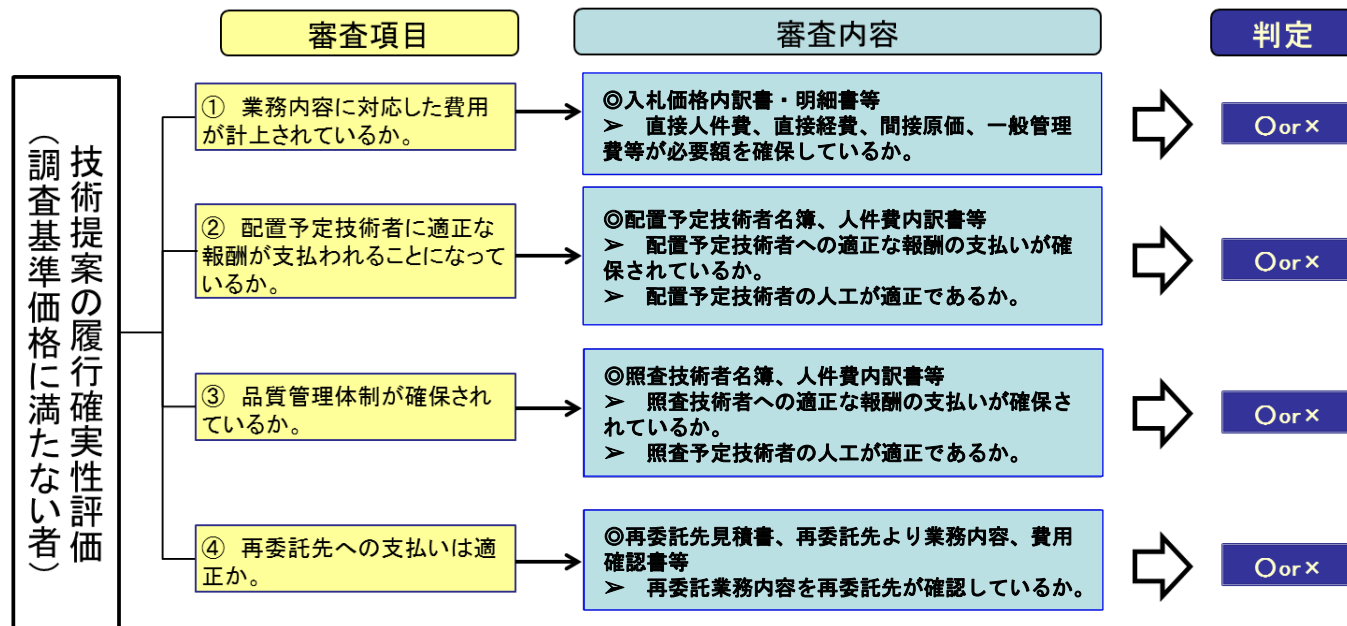
(2) 手続きの全体フロー



(3) 履行確実性の評価方法 (入札価格が調査基準価格に満たない者)

追加資料及びヒアリングにより、4項目を審査したうえで、5段階「A～E(0～1.0)」で履行確実性を付与する。

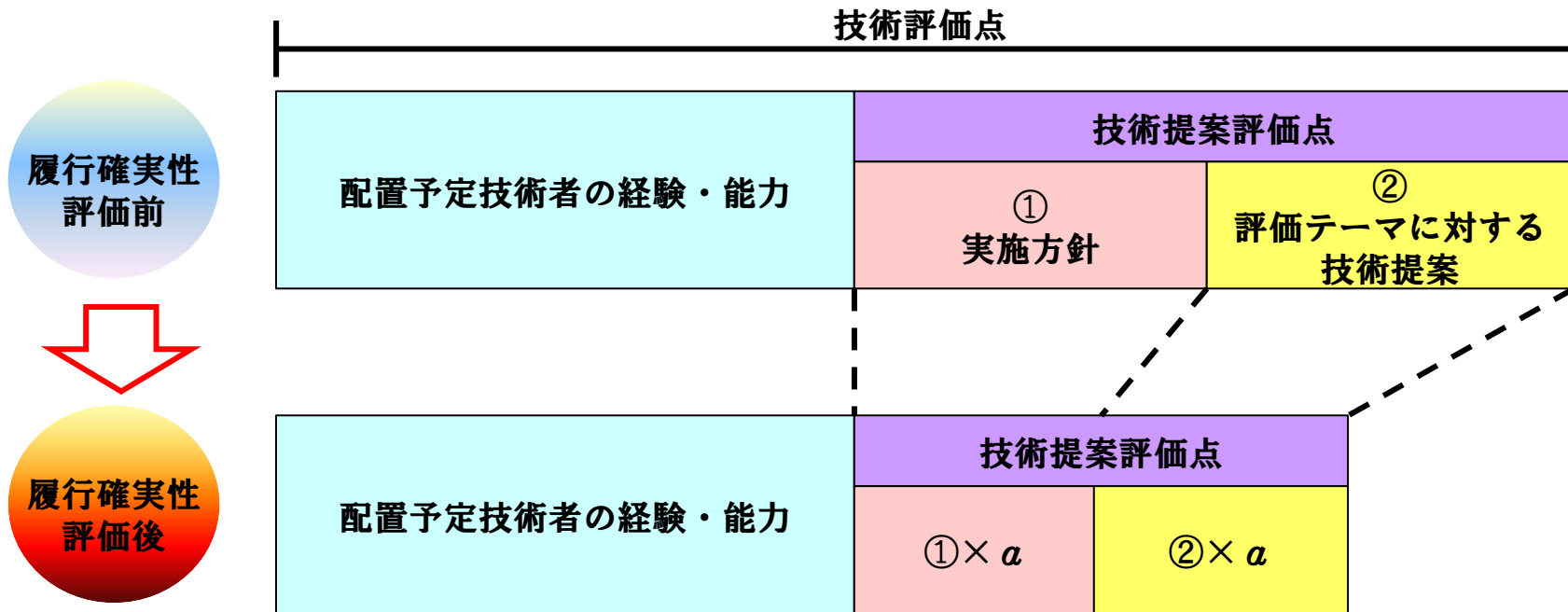
< 履行確実性評価の審査項目等 >



「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

<評価方法>

「技術評価点」= (配置予定技術者の経験・能力) + (履行確実性評価前の技術提案評価点) × a (履行確実性度)



工事・業務に係る発注見通しは、月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行っている。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング

<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/>

2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミング

<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

3. 入札情報サービス → 月1回の公表に加え、追加・変更があった場合や補正予算等のタイミング

<https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>



港湾空港関連入札・契約情報



入札情報サービス